

上文殊児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人足羽福祉会（以下「当法人」という。）定款第 1 条の（２）－（ル）に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 当法人は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「利用者」という。）を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 当法人は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこととする。

3 当法人は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対して、放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努める。

4 当法人は、その運営内容について、自ら評価を行い、その結果

を公表する。

- 5 第4項のほか、当法人は、児童福祉法・放課後児童クラブ運営指針・福井市放課後児童クラブ設置及び事業実施要綱等に基づき運営する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 : 上文殊児童クラブ (以下「本クラブ」という)

(2) 所在地 : 福井市生部町36号6番地 (上文殊小学校内)

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数は次のとおりとする。

(1) 放課後児童指導員 : 2名

放課後児童補助員 : 1名以上

(2) 職員の職務は、放課後児童クラブ運営指針に定める内容とする。

(開所日及び開所時間)

第5条 本クラブの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

(12月29日～1月3日)、お盆休暇(8月14日～8月16日)
を除く日。

(2) 開所時間

ア、小学校の授業日：午後2時～午後6時30分

イ、小学校の授業の休業日：午前8時00分～午後6時30分

- 2 本クラブは、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日
に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、
あらかじめ保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 本クラブで行う支援の内容は、放課後児童クラブ運営指針
等に定める「育成支援の内容」とする。

(運営委員会の設置及び職務)

第7条 本クラブの適切な運営を図るため、上文殊児童クラブ運営
委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会の運営は次に定めるとおりとする。

(1) 運営委員会は委員5名以上をもって組織する。

(2) 委員は、地域代表、学校関係者、保護者、事業者代表等で構

成し、当法人理事長が委嘱する。

(3) 委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(4) 委員は、委員の中から委員長を選出する。

(5) 委員長は運営委員会を代表し、本クラブの目的遂行に努力する。

(6) 運営委員会は、年 2 回開催する。

(7) 運営委員会の職務は、児童クラブの運営内容、事業計画、企画立案、地域との連携方法等について協議し、本クラブに助言する。

(保護者が支払うべき額等)

第 8 条 保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という）は、

(1) 基本利用料：4,500 円（月額）

(2) おやつ代：1,500 円（月額）

2 前項（1）については、次のとおり減免制度を設ける。

(1) 同世帯にて 3 名以上の利用がある場合は、2 名のみとする。

3 その他、クラブ活動に必要な経費については、別途徴収するものとする。

(クラブ室の面積)

第9条 本クラブ室の面積は、次のとおりとする。

(1) 児童クラブ室 94.95 m²

(2) 事務室及び静養室 61.98 m²

(クラブの実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、上文殊小学校区とする。

但し、これを越えて利用することを妨げるものではない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容について留意すること。

(1) 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。

(2) 感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合には、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 本クラブは、放課後児童クラブ運営指針等に定める「施設

及び設備、衛生管理及び安全対策」に従い対応するものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 本クラブは、危機管理マニュアルを定め、日頃から安全管理、安全指導、危機対応に取り組むものとする。

(苦情解決)

第 14 条 本クラブは、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当法人は、その行った支援に関し、福井市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 15 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本クラブは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 当法人及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の

10 号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 当法人は、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 本クラブは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、福井市が定める期間、保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項等は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

4 この規程に定めるもののほか、必要な事項は当法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正